

小武川第三発電所上来沢川ダム改築工事の概要

1. 小武川第三発電所・上来沢川ダムの概要

【小武川第三発電所の概要】

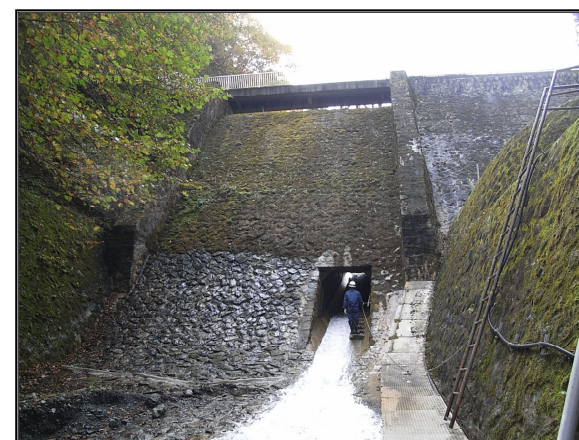
所在地 山梨県北杜市
認可出力 2,200 kW
有効落差 220.02m
最大使用水量 1.22m³/s
運転開始 昭和2年12月

【上来沢川ダムの概要】

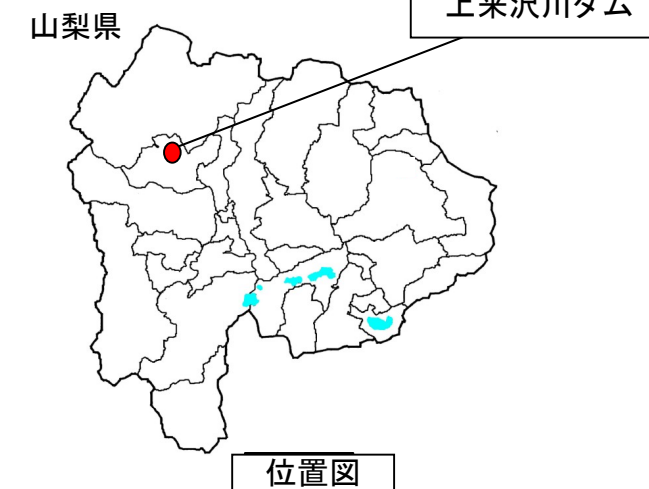
所在地 山梨県韮崎市
型式 重力式ダム
(表面張石コンクリート造り)
堤高 19.02m
竣工年月 昭和2年12月



上来沢川ダム(上流側より)



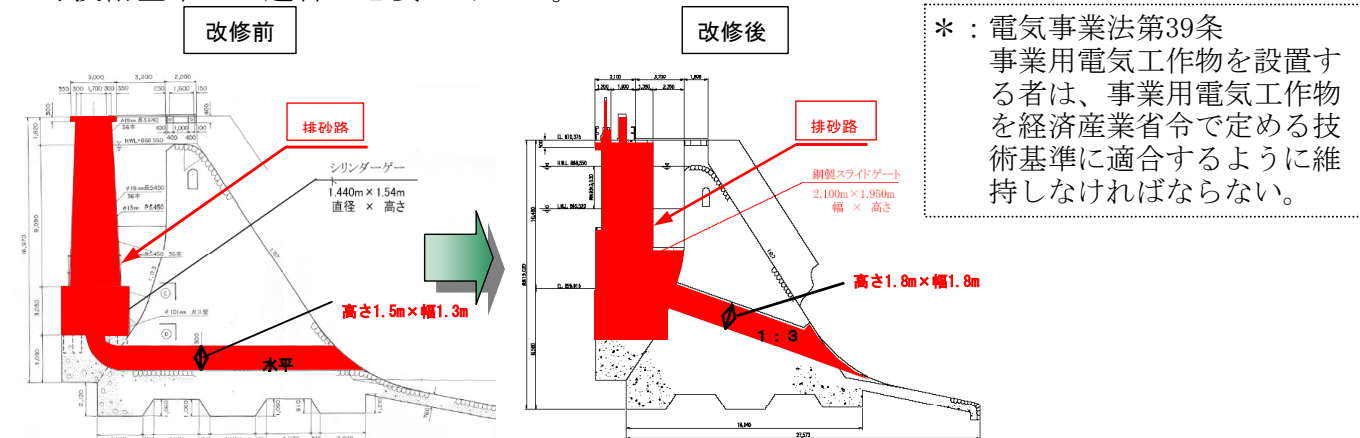
上来沢川ダム(下流側より)



位置図

2. 行政処分を受けた理由

- 従来の排砂設備は水平であり、土砂による入口部およびトンネル内にて閉塞する頻度が高かったことから構造を斜めにする事で排砂機能の向上を図った(平成8年11月～平成9年3月に工実施)。
- 当該工事をダムの部分的な改造工事と判断し、河川法第26条第1項(工作物の新築等の許可)に基づく申請を行わず、許可を得ていなかった。
- また、当該工事の実施においては、電気事業法第39条(事業用電気工作物の維持)*に基づく技術基準への適合が必要であった。



3. 行政処分の概要

(1) 国土交通省

- 平成18年11月24日 関東地方整備局の現地調査によりダムの使用を停止
- 平成19年5月16日 関東地方整備局より河川法第75条第1項の命令
 - ・上来沢川ダムの安全性を確保するために必要な調査を実施のうえ、是正計画を作成し、これを添付の上、是正計画を踏まえた許可の申請を行うこと。
 - ・是正計画に沿った措置が完了するまでの間、上来沢川ダムの流水の占用の効力(使用)を停止する。
 - ・今後10年間を是正計画の検証期間とし、第三者によるダム管理の適正性点検を行い、その結果を報告すること。
 - ・本件の経緯・内容につき、山梨県、沿川自治体及び関係河川使用者に説明するとともに、その結果を報告すること。

(2) 経済産業省

- 平成19年5月7日 関東東北産業保安監督部より電気事業法第40条の命令
 - ・上来沢川ダム堤体について、その材料及び構造が電気事業法第39条に基づく技術基準に適合するよう修理等を行い、適合していることを確認するまでの間、ダムの使用を一時停止する。

4. 改築工事の概要

- ダムの使用停止以降、平成19年1月～10月にかけて、当該ダムの安全性を確認するためのボーリング調査を実施した。
- その結果、今回無許可で設置した排砂路周囲に空隙が認められること、当該ダムは、昭和初期に建設されたダムであり、粗石コンクリートを使用しているため、堤体コンクリートの一部に空隙が認められること等から、今後、長い将来に亘り当該ダムを引き続き安全に使用するための対策を実施する。
- あわせて、電気事業法第39条の技術基準に基づいた放流能力を確保するため、堤体の越流部分の切り下げ工事を実施する。

<<予定工期>>

- 平成20年5月末 ～ 平成21年2月

<<改築工事の概要>>

- 排砂路周囲の空隙を埋めるためのグラウト工事
- 堤体コンクリートの空隙を埋めるためのグラウト工事
- 基礎岩盤へのグラウト工事
- 堤体越流部分の切り下げ工事

【グラウト工事】

- ・コンクリート、岩盤内の空隙を充填するためにボーリング孔にセメントミルクを注入。

